

日本刀の聖地・長船ロゴマークの使用取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、日本刀の聖地・長船ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴ等を使用しようとする者は、あらかじめ日本刀の聖地・長船ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、瀬戸内市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 瀬戸内市が主催する刀剣に関する事業を実施する場合に、協賛する団体等が当該事業に使用するとき。
- (2) 瀬戸内市が共催する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (3) 瀬戸内市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 瀬戸内市内の自治会及びコミュニティ組織等がコミュニティ活動の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認める場合はロゴの使用を承認する。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴの使用は承認しないものとする。

- (1) 瀬戸内市、長船及び刀剣の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 瀬戸内市、長船及び刀剣の正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ロゴを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴの使用について不適當と認めたとき。

2 前項の承認は、日本刀の聖地・長船ロゴマーク使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 ロゴの使用料は無料とする。ただし、販売目的の商品など、有償で提供するものを使用する場合は別表に定める使用料を徴収する。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴ等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた者は、ロゴの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) ロゴの改変、応用使用はしないこと。
- (4) その他、市長の指示する条件に従うこと。

(見本品の提出)

第6条 ロゴの使用承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 ロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、日本刀の聖地・長船ロゴマーク使用承認変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、日本刀の聖地・長船ロゴマーク使用変更承認書(様式第4号)をもって行う。
- 3 第5条及び第6条の規定は承認内容の変更の場合において準用する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、ロゴの使用がこの告示及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴの使用承認を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、日本刀の聖地・長船ロゴマーク使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(使用の非独占性等)

第9条 この規定による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴを使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について瀬戸内市の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第10条 瀬戸内市はロゴの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用承認を受けた者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、瀬戸内市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 使用承認を受けた者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により瀬戸内市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を瀬戸内市に賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第4条関係)

日本刀の聖地・長船ロゴマーク使用料表

1回ごとの使用料

販売小売価格（消費税込）×製造数×1%

附 則

この要領は、令和6年9月30日から適用する。